

取締役の職務権限に関する規程

- 1 取締役は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表取締役は、この会社を代表し、その業務を総理する。
- 3 専務取締役は、代表取締役を補佐し、この会社の業務を執行する。また、代表取締役に事故があるとき又は代表取締役が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 代表取締役及び専務取締役は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を株主総会に報告しなければならない。

附則 この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。